

(別紙)

〔特許法等の一部を改正する法律案要綱〕 から

第三 意匠法の一部改正

一. 意匠法の保護対象の拡充等

1. 意匠の定義を見直し、建築物及び画像を保護の対象とすること。(第2条第1項関係)
2. 意匠に係る画像の作成を実施の定義に追加する等、意匠の実施の定義の見直しを行うこと。(第2条第2項関係)

二. 意匠登録に係る創作容易性水準の引上げ

頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合又は画像から、容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠については、意匠登録を受けることができないものとする。(第3条第2項関係)

三. 意匠登録出願

意匠登録出願は、経産省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならぬと規定すること。(第7条関係)

四. 組物の意匠の拡充

組物を構成する物品、建築物若しくは画像又はこれらの部分に係る意匠が、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるものとする。(第8条関係)

五. 内装の意匠の導入

施設の内部の設備及び装飾を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠が、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるものとする。(第8条の2関係)

六. 関連意匠制度の見直し

1. 本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報の発行日前に出願された場合のみ登録が認められている関連意匠について、本意匠の意匠登録出願の日から10年を経過する前に出願されれば、意匠登録を受けることができるものとする。(第10条第1項関係)

2. 関連意匠にのみ類似する意匠及び当該関連意匠に連鎖する関連意匠について、意匠登録を受けることができるものとする。 (第10条第4項関係)

七. 救済措置の拡充等

1. 意匠登録出願について、パリ条約による優先権主張に必要な書類等が、所定期間内に提出されなかったときは、優先権主張をした者に対し、特許庁長官がその旨を通知するとともに、所定の期間が経過した後であっても、一定の期間内に限り、当該書類等を提出することができるものとする。 (第15条1項・第60条の10関係)
2. パリ条約による優先権主張を伴う意匠登録出願について、その優先期間内に当該意匠登録出願をすることができなかつたことに正当な理由があるときは、一定の期間内に限り当該優先権主張をすることができるものとする。 (第15条1項・第60条の10第1項関係)
3. 意匠登録出願について、所定期間内にその手続きをすることができなかつたときは、当該期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその延長を請求することができるものとする。 (第68条1項関係)

八. 意匠権の存続期間の変更

意匠権の設定の登録の日から20年としている意匠権の存続期間を、意匠登録出願の日から25年に変更すること。 (第21条関係)

九. 意匠権の侵害とみなす行為の見直し

1. 登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造に用いる物 (日本国内において広く一般に流通しているものを除く。) であつて、当該登録意匠又はこれに類似する意匠の視覚を通じた美感の創出に不可欠なものにつき、その意匠が登録意匠又はこれに類似する意匠であること及び当該物がその意匠の実施に用いられることを知りながら、業として、当該製造に用いる物の製造等をする行為を、侵害とみなす行為とすること。 (第38条2号関係)
2. 建築物及び画像について、侵害とみなす行為を規定すること (第38条4号から9号まで関係)

十. 意匠権の侵害行為により生じた損害の賠償額の算定方式の見直し (第一の一と同旨) (第三十九条1項及び4項関係)

十一. その他所要の規定の整備を行うこと。

[牛木 理一]